

安全・安心まちづくりボニター要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全・安心まちづくりに関する諸問題及び活動について、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、より幅広い情報及び意見を提供し安全・安心まちづくりの推進を図るため、春日井市安全なまちづくり協議会安全・安心まちづくりボニター（以下「ボニター」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 ボニターは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 地域の安全・安心に関する情報の提供及び活動への参加・指導
- (2) 春日井市安全なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の活動に参考となる情報及び意見の提供
- (3) 前2号に定めるもののほか安全・安心に関する活動への参加

(資格)

第3条 ボニターは、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 春日井安全アカデミー（以下「アカデミー」という。）基礎教養課程及び専門課程を修了し、協議会が行う研修会（養成講座）を修了した者であること
- (2) 安全・安心について、地域の問題に関心を持ち、積極的に活動等ができる者であること
- (3) 安全・安心に関する諸活動において、地域住民の中心となりうる者であること

(委嘱)

第4条 ボニターは、前条の資格を有した者のうちから協議会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(組織及び連絡会)

第5条 ボニターは、春日井市内の中学校区単位で組織し、別表に掲げるブロック毎に連絡会を置く。但し、小学校区において、活動上の利便性

を考慮し、関係するブロック間にて協議の上、協議会事務局の承認を得て、所属ブロックを変更意できるものとする。

(取消)

第6条 会長は、ボニターが次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する職務を遂行することができなくなり、辞退の申し出があったとき
 - (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
 - (3) 前各号に定めるほか、ボニターとして適格性を欠いたと認めるとき
- (庶務)

第7条 ボニターに関する庶務は、協議会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ボニターについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

別表（第5条関係）

ブロック名	中学校区名	
東部ブロック	坂下中学校区 藤山台中学校区 石尾台中学校区 その他（市外）	高蔵寺中学校区 高森台中学校区 岩成台中学校区
中部ブロック	東部中学校区 松原中学校区 南城中学校区※	中部中学校区 柏原中学校区 その他（市外）
西部ブロック	西部中学校区 鷹来中学校区 その他（市外）	知多中学校区 味美中学校区

※出川小学校区は、南城中学校区に属するが、第5条但し書により東部ブロックとなっています。